

入札説明書

宮崎県人会世界大会実行委員会が行う宮崎県人会世界大会参加者旅行手配業務入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年5月12日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県人会世界大会参加者旅行手配等業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和5年12月31日まで

3 業務の概要等

別添のとおり

4 競争入札参加資格者等

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県人会世界大会参加者旅行手配等業務に係る競争入札参加者の資格に関する公告に規定する資格を有する者とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、本委員会の所定の申請書類に必要事項を記入の上、下記により直接持参し提出すること。

ア 申請書類の受付期間

令和5年5月12日から令和5年5月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）とする。

イ 申請書類の配付及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

宮崎県人会世界大会実行委員会事務局

（宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課）

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985(44)2623

5 当該契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県人会世界大会実行委員会事務局

（宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課）

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985(44)2623

6 契約条項を示す場所

宮崎県人会世界大会実行委員会事務局

（宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 国際・経済交流課）

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985(44)2623

7 入札

入札に参加する者は、別紙様式1による入札書（以下「入札書」という。）を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 日時 令和5年5月24日 午後3時から
- (2) 場所 宮崎県庁8号館4階 第一会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (3) 代理人が出席する場合は別紙様式2による委任状を提出するほか、入札者の氏名若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月24日開封宮崎県人会世界大会参加者旅行手配等業務の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (7) 入札金額は、当該業務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札

- (1) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時にこれを行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする者が過去2年間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体（公社等を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次の（1）から（7）のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。